

第 39 回 基本計画部会 議事録

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 27 日（木）13：00～14：00
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、縣委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課課長、日本銀行調査統計局経済統計課調査役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計企画管理官付企画官

4 議 事

- 1 平成 24 年度統計法施行状況報告に基づく個別事項の審議
 - ビジネスレジスターの構築・利活用
- 2 関係府省等からの意見等の聴取
- 3 その他

5 議事録

○樋口部会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第39回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は安部委員、川本委員が御欠席です。

前回、積み残しになっておりますグローバル化に伴う統計整備のあり方については、本日はなく次回の基本計画部会で御議論いただくことにしたいと思います。

それでは、議事に入る前に用意されている資料について説明をお願いします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 資料は全部で3つございます。

資料1「平成24年度統計法施行状況報告の事項別進捗状況」。ビジネスレジスターに関連する部分です。

資料2については、審議の整理メモを用意しております。

資料3は事業所母集団データベースの構築・利活用という統計局からの資料でございます。

そのほか参考1、参考2と2つの参考資料がございます。

私からは以上です。

○樋口部会長 それでは、議事に入ります。

本日は基本計画の中のビジネスレジスターの構築・利活用の項目について御審議いただきます。

審議の進め方としては、前回の部会と同様に関係府省における取組状況について、当委員会としての評価を行った上で、審議のポイントに沿って次期基本計画の策定に向けた考え方について議論していきたいと思っております。

まず、事務局からこの項目に関する関係府省の取組状況である施行状況報告の概要及び評価のたたき台について説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、資料1を御覧ください。

ここにありますように、ビジネスレジスターにつきましてはビジネスレジスターの構築、利活用ということで1つ項目が立っています。

まず34番にあるのは、経済センサスー基礎調査の実施の準備をするということで、平成24年度の報告では実施予定になってはいますが、先般、答申も受けておりますので、着実に準備が進んでいるところです。

35番は法人企業の母集団情報整備のために法人登記簿等で得た情報を往復郵便等による照会を行って確認していこうというもので、これも毎年度着実に実施されているところです。

36番の新たに雇用保険の適用事業所等の届出により、新設、廃止の情報等を入手し、その確認を行うということにつきましても実施済みとなっております。

次の項目としてビジネスレジスターの充実と拡張ということで、ビジネスレジスターの情報源にさらに何らかの情報をリンケージしたり、また、各種の情報との活用を進めていこうというところでありまして、37番が工業統計調査等の情報をビジネスレジスターに入れていこうということで、ここの進捗状況欄にありますように、21の統計調査について情報を入れていく。また、各種の行政記録情報も入れていくことにつきましても着実に進んでいるということで、実施済みという自己評価になっています。

またそれに関連しましてEDINETという有価証券報告書の情報が公開されていますが、それとビジネスレジスターの情報を活用していこうということにつきましても順次、準備段階が終わって本格的にその活用が進められているところです。

39番、40番は各種の情報とのリンケージということで、特許庁の情報であるとか、輸出入コード等の情報との突合ですが、これにつきましてもそれぞれ実施済みとなっております。

す。このうち40番の部分につきましては検討を進めた結果、有用な情報が得られないという結論になっておりますが、これにつきましても昨年度の施行状況審議の中で、実施済みは妥当という結論をいただいております。

残る60番、61番、100番は、ただいまの情報に関連する事項としまして、ほかの項目に掲げられているところですが、それぞれ実施済みとなっております。

以上が平成24年度を取組状況の概況です。

続きまして資料2を御覧ください。ただいまのような状況の概要としまして、この資料の様式は前回、提示させていただいたものと同様のものですが、上から2つ目の欄になりますけれども、平成24年度施行状況報告の概要では、実施予定という経済センサスー基礎調査の部分がありますが、それ以外の課題については実施済みの自己評価という内容になっておりまして、それを受けました仮評価（案）としましては、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。所期の目的を達成していると評価できるのではないかと。ここでこのままですと、この項目は削除ということになってしまうのですが、「また」のところから書いてありますように、この事業所母集団データベースは経済統計、労働統計等の分野において効率的な統計作成という中では非常に重要なシステムと位置づけられるため、さらなる取組の充実、発展を図るべきではないかと仮評価（案）はまとめております。

以上です。

○樋口部会長 ただいまの説明につきまして、統計局から何か取組状況について補足説明があればお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 特にありません。

○樋口部会長 それでは、事業所母集団データベースの整理について、ただいまの説明で御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○縣委員

既に説明があったのかもしれませんが、2つ教えていただけますか。

この事業所母集団データベースは、1つの事業所についてどれぐらいの要素というか、アイテムが蓄積されている1つの事業所ごとの単位というのはどういうものであるかということと、ここにありますように、今回の時点でほとんどの計画が実施済みとなるのですけれども、現在で達成すべき目標のどれぐらいを大体達成していると考えerべきでしょうか。その2点をお願いします。

○樋口部会長 これは総務省と事務局からお願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 御質問の趣旨をもし取り違えていましたら御指摘ください。

事業所の単位というのはアイテム数がどれぐらいということですか。項目数としてはレコードの中に入っているバイト数を忘れてしまいましたけれども、入っているものとしては基本的な名称、住所情報、いろいろな基礎的な属性情報としまして従業員数、資本金、売上高等を含めて、そういうものを入れております。

企業のグループを構成している場合は、そういう企業グループの情報と、本社と支社の情報とか、標本抽出に必要と思われるものを整備しているところです。

今、私の手元にある資料で申し上げますと、実務的なものですので、非常にたくさんの項目が入っていますけれども、今、ビジネスレジスターの中に登録するのはいろんな使い勝手を考えまして、全てで201項目プラス名称、所在地です。

以上です。

○澤村総務省政策統括官付統計企画管理官付企画官 2点目ですが、達成状況という意味では、経済センサスー基礎調査についても先般答申をいただいておりますので、ほぼ100%に近い。一部、有用ではないと昨年のワーキングでの結論部分がありますが、それも検討した上での結論ですので、ほぼ100%達成していると思います。

なお、先ほど目的を達成していて、この項目がなくなるというよりは、今後さらなる発展を考えていく項目になるのだろうということですので、そこは補足させていただきます。

○樋口部会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、仮案としまして提出されましたのが事業者母集団データベースの整備については、計画に沿った取組が進められているとの評価ですが、これでよろしいでしょうか。よろしければ、そのようにさせていただきます。

なお、次期基本計画に向けた考え方の文案については、私と事務局で相談させていただき、ほかのパーツとの調整で適当となった段階でお示しいたします。それまでの間に委員に御照会させていただくかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、次期基本計画の策定に当たって、この項目をどのように扱っていくべきか、方向性について御意見をいただきたいと思います。

まず、事業所母集団データベースの整備について、事務局で考えた審議のポイントについて説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官付統計企画管理官付企画官 それでは、審議のポイントを説明いたします。資料2を御覧ください。

一番下の欄です。

この項目に関連いたしましては、収録データによる統計の作成、提供の充実であるとか、さらなる母集団情報の整備のあり方の検討が必要であろうとか、経済センサスー基礎調査との関係整理が必要であるということなどにつきまして、御意見をいただいているところです。

そういった御意見も踏まえながら、以下のようなポイントを中心に、次の計画に向けた発展、充実という観点から御審議をいただければということで、3つのポイントをあげております。

まず1点目ですが、現在の計画で継続して取り組んでいこうという事項があります。例えば共通番号を保持していこうということであるとか、照会業務、各種の行政記録情報等により得た情報を照会して、より精度の高い情報に変えていくという照会業務等があり

ます。こういった部分については今後も継続的に実施することが必要ではないかというのが、審議のポイントの1点目です。

2点目としましては、これは先般の経済センサスー基礎調査と商業統計調査における部会長メモの御指摘にもあった事項とも関連いたしますが、事業所母集団データベースの今後の母集団情報の整備に当たっての中間年の調査のあり方等につきましては先般の基本計画部会において、第1ワーキングで御審議いただくことになってはいますが、そういった調査のあり方を置いておきましても、行政記録情報の新たな活用や、事業所・企業の照会業務をさらに拡充していく。諸外国では例えば職員がホームページの情報であるとか、直接当該企業に照会いたしまして、適時情報を付加していくという、いわゆるプロファイリングという作業ですが、そういった業務に力点を置いてビジネスレジスターを整備しているという現状もあります。こういったところも踏まえまして、そういったところに重点を置いていくことも必要ではないかというのが2つ目の論点です。

3つ目の論点としましては、この事業所母集団データベースの活用方法としては、単に母集団情報を提供するというだけではなくて、このビジネスレジスターに入っている情報を用いて、新たに統計を作成することになってはいます。そういった中では平成26年度以降、事業所・企業の実態統計という、いわゆる経済センサスー活動調査の中間年の年次の構造を明らかにする統計の整備を計画されているようですが、それに加えて年次の構造統計の変化を見る、いわゆる年次での動態という形になるかもしれませんが、産業の成長とか衰退の状況を見る上でも、そうした統計を作成することについて検討を進めるべきではないかというのが3つ目の論点です。

以上です。

○樋口部会長 それでは、総務省統計局から今の点に関連しまして、御説明が何かございましたらお願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 資料3の説明をしてもよろしいでしょうか。

私は総務省統計局で事業所母集団データベース、経済センサスー基礎調査を担当しております佐藤です。

資料3に基づきまして、現在の統計局の取組について関連して説明させていただければと思います。

取組及び今後の方向性についても、部会審議等を踏まえまして資料を作成しております。

1ページに事業所母集団データベースの仕組みを簡単に図示しています。事業所母集団データベース、ビジネスレジスターと言わせていただきますけれども、基盤になる経済センサスの情報、現在は活動調査、母集団を整備するための調査である基礎調査も含めて基盤としまして、そこに行政記録情報を労働保険、商業・法人登記、EDINET等を活用しまして、毎年経常的にデータを更新していく状況です。

労働保険、商業・法人登記の情報につきましては行政記録でありますので、それぞれの

行政記録の利用目的もありますので、データベースに登録するに当たっては左下にございますが、実際の事業所に照会を行った上で不足している情報を付け足し、かつ、活動状態を確認した上で登録するという作業を行っています。

それから、19統計調査ということで工業や商業統計調査等の結果が出てくれば、そういうデータも数値情報としてデータベースの中に入れるという形で、母集団の整備をしているところです。

そういう流れの中で2ページ目、先ほど平成21年度以降の基本計画でいろいろとお示しいただいたものに沿って取組を進めてまいりました。その中で今回平成24年度の報告ということでしたので、平成24年度と現在の平成25年度について簡単に報告させていただきますと、平成24年度については時系列的な観点から列挙していますが、行政記録のうち商業・法人登記は以前からやっておりましたが、労働保険について平成24年度から取組を具体的に開始した。労働保険情報のデータに基づくデータベースへの登録のためのいろんな照会業務等を始めたということでございます。

先ほど申しあげました新しいビジネスレジスターを運用するためのシステムが平成24年度の後半に完成しまして、それにデータの蓄積等を開始している。それから、EDINET情報の収録も開始した。母集団情報としまして毎年一時点のスナップショットといいたましようか、一時点のデータを切り出して利用者が使いやすいような、我々は年次フレームと呼んでおりますけれども、年次ごとに作成をする内容について検討したということです。それから、共通事業所コードの保持状況を各省に確認しまして、必要なサポートを行ったというのが平成24年度でした。

3ページ目、現在やっていることですが、具体的にシステムも動き始めましたので、平成24年の経済センサスー活動調査のデータを入れまして、最新のその後の行政記録による更新を反映させまして、平成24年7月1日現在ということで先ほど申しあげた年次フレームを作成する予定です。速報版と書いていますけれども、これは平成24年の経済センサスー活動調査の結果が現在速報ですので、そのデータをもとにということです。確報が出た段階で、確定的な平成24年の年次フレームを作りたいと考えているところで、こういうところを踏まえて基本計画に書かれていることを達成しているという御説明であつたらうと思っております。

レジスターから統計を作成するという観点で、昨年度、事業所・企業の実態統計をどういう内容で集計すべきかというのを、諸外国の状況等も踏まえまして内容を精査し、今年度、年次フレームの更新版が出た後、できるだけ早く作成、公表していきたいと考えているところです。

来年度以降に向けまして、もう一つの動態統計ということでビジネスデモグラフィーと諸外国では英語で言っているようでございますけれども、動態統計ということで作成内容について今後、検討したいと考えております。

今後については私どももきちんと取り組んでいるところでございますけれども、いろん

な行政記録の利用上の課題等がございますので、説明を4ページ目以降でさせていただきたいと思っております。

4ページ目、第1次基本計画に関してはさまざまな取組もして、行政記録等を用いてビジネスレジスターについて経常的にデータを更新している体制を整えたところですが、そこに書いていますのは左の表側に法人、個人、内訳がいろいろ書いていますけれども、日本の約600万事業所の属性を従業者等の属性で分けましたものです。

それ以外の部分について、実は労働保険と商業・法人登記で行政記録から捉えられているところと捉えられていないというのを、そこに明示的に○×を付けたところですが、一番右のほうですけれども、新設と廃業について行政記録から主にデータをとっているところですが、廃業の部分につきまして実は登記情報では実態として廃業等をした場合は登記といえますか、届け出るようになっておりますが、後で数字でも説明しますけれども、実態としてほとんど届けられていないということで、ここは実態としてほとんど把握ができない状況になっております。

労働保険でも、このあたりは把握できるところもあれば把握できないところもあり、不完全な状況になっております。

もう一つ、右のほうの法人の支所のところですが、ここについても実は支所については実態として登記情報ではなかなか把握できないところがございますけれども、もう一つの労働保険においても、実は本社で一括して保険料を払っているような場合については、支所ができたときはわかるのですが、その後の事業再編とか休廃業、行っている事業活動については変更があっても全然追えない状況になっていまして、こういうところが行政記録からなかなか把握できないという事情です。

もう一つ、表側の個人単独で従業者1人というところがございますが、ここについては実は行政記録では全く、現在の行政記録2つどちらを見ても把握できない状況にございまして、こういうところが実は行政記録だけでは把握できないのが、課題として今、私どもは認識しているところです。

そういう課題がございまして、実態として数字でどういう状態になっているかというのを端的にまとめたのが5ページ目です。先ほど行政記録で新設・廃業という形を毎年経常的に捉えようとしていると申し上げました。新設の事業所数28万と廃業36万と一番左に書いてございます。これにつきましては経済センサスの平成21年と平成24年の名簿を比べまして、速報ベースの平成24年のデータと平成21年を比べまして、年間ベースに推計すると28万、36万になるというのが推計値として出ております。それに対して行政記録から新設と廃業で私どもの知る限りの知識を使って抽出したところ、24万と8万ぐらいだったという状態です。先ほども廃業についてはなかなか実態として捉えられないというお話をさせていただいたところです。

それについて、先ほど照会業務を行った上でデータベースに登録するという形をしておるのですが、私どものオペレーションのやり方もあるかもしれませんけれども、なかなか

有効回答が、普通の統計調査と違い照会業務ですので、半分ぐらいしか返ってきていないというのが実態です。それをもとにビジネスレジスターに登録している数としましては、新設のほうは労働保険等については回答が返ってこない場合でも、ある程度の情報は労働保険の契約上、保険契約者のもとになる数字等ありますので、それでデータを補足して登録しておりますけれども、登記については回答がなければ実態がよくわからないということで回答を記録できていない実態もありまして、そこに書いてあるとおりビジネスレジスターへ登録するという状況になっています。というのが課題といたしまして、行政記録を用いているんなことをやるに当たっての課題として今、私どもが認識しているところです。

6 ページ目、今後の方向性として、経済センサス基礎調査の部会審議でもありました点でございますけれども、先ほど申し上げたとおり個人企業の雇用者なし事業所については全く捉えられない。新設・廃業も捉えない実態ですので、これを把握するための新たな情報源を探す必要がある。それから、新たな情報の収集手法の検討ということで、先ほど資料2でも御説明が若干ありましたけれども、先ほど申し上げたとおり、事業再編に伴う支所等の改廃とか、事業内容の変更とか、そういうものがなかなか行政記録では捉えられないということです。

事業の再構築とか、事業内容の変更というのは、実はその裏にあるのは企業グループ内の大規模な再編の場合もございます。そういうものを適切に専門家によって専門的な知識を持った上でいろいろな情報を集めて、それらを統合した上で照会して、どういうことが起きているか、どういう情報の更新が必要かというのを、データを更新するための情報を集める体制が必要かなと思っているところです。

支所を有する企業一般について言えることですが、支所の改廃については1年間でかなりのところが支所の改廃をやっている実態もございますので、そういう情報についても、そういうグループ等を構成している大規模なところだけではなくて、そういうところも何らかの方法で情報を収集する必要がある。それに当たっては記入者といいますか、記入していただく側の企業の負担軽減も当然考えなければいけないということですし、そのようないろんな情報収集をするためには、専門性を持った人材を兼ね備えた体制も必要だろうということで、そういうものに向けて我々は取り組んでいかないとはいけないと考えているところです。

もう一つ大事なこととして、照会業務の回答の実態が必ずしも精度が保たれていないというところもございますので、それへの対応も必要かと思われまます。

今、データベースの中で先ほど企業グループの親子関係等もデータを入れているという説明をさせていただきましたけれども、それについて今後どのように把握していくかということが重要だと考えておりますし、母集団情報として使うに当たって、現在のデータがいいのかどうかというのを検討していかなければならないと考えているところです。

資料3について関連で説明を終わります。

○樋口部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問お願いいたします。

まだどういう内容になるのかがよく理解できないので教えていただきたいのですが、事業所・企業実態統計を平成26年から始める計画となっています。その内容はどんなものが入るのか。さらには一方において動態調査、事業所や企業の移動状況云々というのがありますが、これは年次で把握していくことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 今回の御質問は資料3の3ページの点で御質問いただいたと思います。そこに書いてありますとおり、平成24年次フレームが平成25年の末に出ますので、そこで作る統計の内容については、現在考えておりますのは市町村別に事業所数、従業者数等、あとは企業の組織の形態ともクロスさせながら表章しようと考えているところでございます。

次のステップとしての事業所・企業の動態統計ですが、これについては端的に言いますとどのくらいの事業所が新設してできたのかとか、廃業したのかとか、そういうものを考えているところですが、これについては私どもでいろいろ検討している段階では、1年ごとにまず作ってみる。次のステップとして月ごとについても考える必要があるのではないかという問題意識を持っているところでございます。

○樋口部会長 確認なのですが、そうしますと資料3の5ページに例示が表2という形で示されましたが、その一番左側の新設・廃業の事業所数は、注1を読むと平成21年と平成24年の間の3年間のデータをベースに、それを年間ベースに推計しているという書き方がございました。そうすると、今、これに基づく問題点としてしばしば出されているのが、その3年の間に開業して、そして廃業してしまうものが把握できないではないか。年でやればそれがその年の中での開業・廃業、同じ事業所が開業しながら、またその年内に廃業したというのは捉えられないかもしれないのですが、年々やってくれば大分新設・廃業が増えるではないかという指摘もあるように聞いていますが、そういったものができるようになることが検討されているということなのでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 数字の評価はともかくとしまして、今、新設・廃業事業所について、おっしゃったとおり1年ごとのフレームを比べて、どれだけ新設ができたかとか、そういうものを作りたいと考えているところです。

○樋口部会長 今、年間ベースというのは、要は簡単に言うと3で割って年間ベースに直していますという話なのですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 経済センサスの結果の推計値につきまして、一番左側の28万、39万はおっしゃるとおりです。

○樋口部会長 そうですか、わかりました。

県委員、どうぞ。

○県委員 4ページの×がついているところですが、その具体的な背景はおっしゃったのかもしれませんが。例えば全然情報がないとか、あるいは他の制度では照会するのに委任状

が必要だとか、そういう制度的ハードルがあることが考えられますけれども、具体的には何が問題で×になっているのでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 4ページのところ、点線で囲んである3カ所がございます。3カ所については右隣の①～③に対応しているのですが、そのほかの×については、点線で囲まれていないところは、そもそも行政記録の対象として把握されない部分です。

点線で囲んである部分については、注書きがついていないところはそもそも行政記録の対象にならない。注書きがついているところにつきましては、例えば登記情報の一番右側の縦に4つ、※1と付いているところがございますが、例えば登記の廃業につきましては、先ほど申し上げたように実態として届け出られていないというのが数字から推測されるということです。

○樋口部会長 ここで雇用者なしと書いてあるのは、要は労働保険の対象となる雇用者がいないということですね。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 おっしゃるとおりです。あくまで行政記録の対象になるものが把握されます。

○樋口部会長 だから法制上、例えば雇用保険というか労働保険の対象の基準が変わったりすると、どんどんこのところが広がってきていますけれども、それによって変わってくるということですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 理論上はそうなりますが、今の実態がこうなっているということです。

○樋口部会長 審議ポイントをそれぞれについて御議論いただきたいのですが、例えば資料2の審議ポイントが①～③ございました。

1つ目のポイントでこれまで実施してきた年次フレームの作成、提供、そして共通事業所コードの保持に必要なサポート等は関係府省との協力の上、今後も継続して実施していくとすべきではないかという点ですが、これについて御意見ございましたらお願いします。

これに関して特段御意見ございませんようでしたら、現在実施している取組のうち、継続的に実施していくべきと考えられるものを、当委員会として次期基本計画に向けた考え方に取り込む方向で調整していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 ありがとうございます。

それでは、2つ目のポイント、母集団情報の整備を今後進めていく場合、行政記録情報の新たな活用や労働保険情報、登記情報についての照会業務の拡充や精度向上を図ることに重点を置いて取り組むこととしてはどうかとの意見ですが、これについて参考にお付けしました諮問第50号の答申、経済センサス基礎調査及び商業統計調査の変更についても同様のことが言われています。何かこれにつきましてサービス統計・企業統計部会長の廣松委員から、御意見があったらお願いします。

○廣松委員 この点に関しましては、答申の時にも申し上げたこととございますが、今のビジネスレジスターを支える基本的な調査は経済センサスでございます。その経済センサスのいわゆる活動調査に関しては5年ごとに行うということで明記されているのですが、母集団、中間年における調査に関しては、位置付けが必ずしも明確ではありません。同時に、この事業所母集団データベースを、特に母集団情報を整備するためには、先ほどから話題になっております照会業務というのが、これは統計法上、定められております。その関係も含めて、今後どういう形で中間年における母集団情報を把握する統計調査を位置づけるかということに関して、まだかなり議論をする必要があるのではないかと思います。

ここにありますとおり、行政記録情報で全てがカバーできればいいのですが、必ずしもそういう状況にはなっておりませんので、何らかの形で母集団情報を整備するための調査が必要であろうと私個人的には考えますが、それを今、活動調査と同じように、ある周期でやっていくのか、それとももう少し柔軟にやっていくのか、その辺が論点になるのではないかという気がしています。

○樋口部会長 ただいまの廣松委員からの意見も踏まえまして、何か御意見ございましたらお願いします。

○深尾委員 今の点についてなのですけれども、この間、御報告があった経済センサスー基礎調査で売上げも調べるといってお話があったと思うのですが、そのことと事業所母集団データベースの整備との間の関係、例えば売上げの階層別にサンプリングをしたいから、その母集団にそれがほしいとか、なぜ必要と特にされているかについて伺いたいということと、もう一つは仮に事業所母集団データベース整備のために経済センサスー基礎調査なり、それに替わるものなりを定期的にやるとして、先ほどいろいろ×がついたりして行政記録情報だけではわからないことがいろいろあるという御指摘があったと思うのですけれども、特にどの部分に注力して調べる必要があるか。もし今の範囲でわかることがありましたら教えていただければと思います。

○廣松委員 最初の総売上高の位置づけですが、これに関してもいろいろ議論があったことは事実で、1つの極端な意見は、総売上高というのもある意味で事業者・企業にとってフェイス項目ではないか。したがって、それをいわば母集団情報として位置づけていいのではないかという御意見もございました。

一方で、当然経済センサスー活動調査だとか、ほかのいろいろな経済統計に関する調査では売上高をとっていますから、どうしても重複感が出てしまう。そうすると、そこをどういうふうにやるか。とりあえず平成26年の経済センサスー基礎調査に関しては特にまだこのビジネスレジスターが立ち上がったばかりで、その意味で揺籃期にあり、総売上高というのを1つ重要な母集団の情報として調査をすることを認めたということです。

これはビジネスレジスターがこれからどんどん発展をしていき、充実していけば、私は毎回とる必要があるかどうかということとは1つ議論すべき点ではないかと思います。

2番目の点に関して、どの部分に注力をしてということですが、先ほど資料3のところ

で紹介がありましたとおり、行政記録情報でも埋まらないところがある。さらに先ほど申しましたビジネスレジスターを整備するための整備事業も可能なわけですが、ただ、それは基幹統計になっておりませんので報告義務はありません。そうすると、照会に対して有効回答率が決して高くはない。半分以下というところでしょうか。そうするとそこを考えていかなければいけない。

特に、これはもっと広い話かもしれませんが、今の状況を見る限り中小規模の事業所なり企業というのは、そこがかなり抜ける部分。そうすると、これは経済産業省で実施している中小企業実態基本調査とか、何かを今後どう有効に使っていくか。あるいはどこまでそれが使えるのかという検証作業も必要ではないかと思いますが、今後この中間年における母集団整備の統計調査だけではなくて、既存の統計の有効性というか、利用可能性に関する検証も含まれると考えます。

○樋口部会長 廃業の定義は実はすごく難しいのです。何ををもって廃業とみなすのか。1つの方法は売上ゼロが廃業で、今はやっていないけれども、実はまた仕事 cameたらやりますという、これは廃業なのかどうか。そうなってくると、総売上高は必要なのかなというところもあったり、あるいはイギリスだと電力の情報を使って新規開業とか廃業を全部押さえていくこともあるわけで、これは行政記録情報ではないのですが、そういった事情について多分やっていらっしゃるのかなと思いますけれども。

○廣松委員 それ以外に電話の契約とか、確かに利用できるような情報は多分あるだろうと思うのですが、それをどううまく取り込んでいくかというのが1つ大きな点だと思います。

ですから、先ほど御紹介いただいたように、必ずしも調査に限定しているわけではなくて、母集団整備というためにどういう情報が使えるか、あるいはほかの調査でどこまで補完できるかも考えていくべき点ではないかと思います。

○樋口部会長 電力は多分、契約するでしょうから。

何か今の点につきましてございましたらお願いします。なければただいまの御意見も含めまして、母集団情報の整備については行政記録情報の活用、今、そのほかも出てまいりましたが、それによる整備を進めていくという方向で整理してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、経済センサスー活動調査の間に実施する母集団情報の整備等の調査につきまして、前回の本部会でもお願いしたように、第1ワーキンググループで御審議をいただくことになっております。

次の審議ポイント、3つ目です。事業所母集団データベースは平成25年1月から稼働を始め、年次フレームの提供も今年から行えるようになっております。そこで、今後、事業所母集団データベースに蓄積された統計調査や、行政記録情報のデータを使って統計を作成することが重要と考えておりますが、皆様の御意見はいかがでしょうか。

○深尾委員 基本的に賛成なのですが、同時に2次利用の可能性についても検討していた

だければと思います。

例えば私がビューローメンバーとして参加しているOECDのWPIAという産業分析に関するワーキングパーティーというのがあるのですが、そこではアメリカのセンサス局のMirandaという人がビューローの議長になって、Job Creation and Job Destructionのデータの国際比較をやっております。各国のデリゲートが結果を持ち寄って分析しているのですが、そこではヨーロッパとかアメリカではWPIAの担当官庁、日本で言うと経済産業省になりますけれども、そこでわかったことは、ヨーロッパでは少なくとも政府内でWPIAの担当部局がビジネスレジスターを利用して計算するようなことが可能なようです。ただし、利用料をかなり払わされたり、いろいろ大変だということはぼやいていますが。

そういったことを含めて、恐らく研究、分析のためにビジネスレジスターを利用することも今後視野に入れていく必要があると思います。どこまで一般研究者への2次利用を認めるかというのは、情報の秘匿の問題もあって慎重に考えるべきだと思いますが、同時に社会の利益も大きいと思います。

国際比較してわかってきたことは、先ほどお話があった廃業とか開業の定義が国によって違っていることがあって、それで雇用の創出を分析するときも非常に難しい問題に当たるということで、できれば可能な範囲で国際比較可能なように定義等をそろえることを今から、これから例えば考えていただければと思います。

以上です。

○樋口部会長 確かに最近の研究だと、新規開業の平均寿命も国際比較という形で進んできて、本来できるこういったパネルがあるわけですから、できるはずですね。シカゴスクールが中心になってアメリカではやっているようですけれども、今の御意見どうでしょうか。

○廣松委員 今の、特に2次的利用のことにに関して将来の課題として考えるべきだろうと思いますが、当面やはりこのビジネスレジスターというのは政府内で母集団情報としての利用を考えているということであって、一般の研究者等に配布できるかどうか。そこは検討する必要がある。提供の仕方も、例えばオンサイトでかなり限定した形での利用形態も考えられると思いますが、そこは少し、これは法的な面も含めて考える必要があるだろうと思います。

ただ、そういう性格なものですから、ここで事業所・企業実態統計というのは、ある意味でそれを一般に情報を還元する機能を果たすというか、役目をこの事業所・企業実態統計ということで、一般に公開するという基本的な考え方と御理解いただければと思います。

○樋口部会長 そうしますと、まず事業所母集団データベースのデータを使って統計の作成を進めていくことは次期基本計画に盛り込みたいと思いますが、よろしいでしょうか。その上で2次的利用についてどのようなことが可能であるのか検討していただくとしたいと思います。よろしいですか。

○澤村総務省政策統括官付統計企画管理官付企画官 今、皆様方から御指摘がありました

ように、2次的利用の中で、それを1つの要素として考えることが適当ではないかと思えます。また、その際には先ほど部会長からも御指摘がありましたけれども、この情報につきましては統計調査結果から得られた情報だけではなくて、行政記録情報から得られた部分が混在しているといいますか、複雑に絡み合っている部分がございますので、その2次的利用を考えていく場合、その大きな枠組みの中で考えていく場合には、そういった部分との関連についても今後、検討が必要ではないかと考えている次第です。

○樋口部会長 政府も雇用の創出というのが最大の課題で、その中の開業・廃業でしょうから、それとの関係も含めてということでしょうから、ぜひ。

○廣松委員 一言だけ。一方で今、御存じのとおり政府全体のオープンデータ化というのが大変大きな流れとしてある環境にありますので、やはりそれに対応するためにも統計のサイドとしてどういうふうにしていくかということも、やはり考えていかなければいけない1つだと思います。

○樋口部会長 このほかに審議ポイントとして、何か委員の方々からございましたら御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○廣松委員 一言だけ。これは実は昨日行いました第3ワーキングのところでも少し出てきたことですが、いわゆるマイナンバー法が成立したわけです。そうすると個人だけではなくて、企業にも何か番号がつけられる計画になっているようなのですが、これは今、既に共通コードとして統計のサイドで持っているわけです。今度またマイナンバーで新たな番号がついたりすると、かえって混乱をするようなところもあるのではないかという気がして、ただ、それがマイナンバー法はまだ準備段階で、具体的な案がなかなか明確にはなっていないので、今から議論をするのは早いかもしれませんが、無用な混乱をなるべく生じさせないようなことは政府部内でお考えいただければと思います。

○樋口部会長 コンバーターを作れということになるのでしょうか。すごいコンバーターだと思いますけれども。

また御意見がありましたらお伺いしたいと思いますが、本日の議論につきましては事務局と私で次期基本計画に向けた考え方について整理し、そしてほかの部分と調整した上で、適当な段階でお示ししたいと考えております。御協力のほどよろしくお願いします。

それでは、次の議題に移ります。次は関係府省等から次期基本計画に関する御意見を伺いたいということです。なお、関係府省から率直な御意見を伺うために、統計委員会運営規則第4条及び第5条第2項に基づきまして、ここからは本部会を非公開としたいと思います。

議事録についても非公開としたいと考えておりますが、委員の皆様それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 ありがとうございます。

それでは、本部会はこれから非公開とし、議事録についても非公開といたします。

御意見を伺う関係府省につきましては、順番に御入室いただきまして御意見をいただきたいと思ひます。恐れ入りますが、オブザーバーの皆様、傍聴の方々には御退室をお願いしたいと思ひます。

(オブザーバー、傍聴者退室)

事務局から今後の予定についてお願いしします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 本日は長時間ありがとうございました。

次回の基本計画部会の予定ですが、詳細は別途お知らせいたしますけれども、7月26日金曜日午後1時からの統計委員会終了後、今日と同じこの会議室において開催いたします。

○樋口部会長 それでは、以上をもちまして本日の基本計画部会は終了いたします。ありがとうございました。